第14章 産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定

産業活力再生特別措置法は、平成11年10月1日に施行され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。なお、本法は15年4月9日に抜本的に改正され、19年4月27日にも技術革新や異分野連携を行う事業者を支援対象に追加する等を内容とする改正が行われた。金融庁において、17年7月1日以降、事業構造変更及び事業革新を行う者として産業活力再生特別措置法第3条第1項の規定に基づく事業再構築計画の認定を行ったほか、

金融庁において、17年7月1日以降、事業構造変更及び事業車新を行う者として産業活力再生特別措置法第3条第1項の規定に基づく事業再構築計画の認定を行ったほか、同法第4条第1項の規定に基づく計画変更の認定を行った。具体的には以下のとおりである。

申請者	認定日
もみじホールディングス、もみじ銀行	17年8月17日
	(変更認定:17年11月11日、
	12月27日、19年3月26日)
豊和銀行	18年8月25日
	(変更認定:18年12月15日)
山口銀行、もみじホールディングス、もみじ銀行	18年9月20日
	(変更認定:19年3月26日)
福岡銀行、熊本ファミリ一銀行	19年3月23日